

厚木市内
事業者の
皆さまへ

緊急事態宣言に伴う厚木市の支援策第3弾！

コロナに負けない！

あつぎ中小企業応援交付金Ⅲ



緊急事態宣言が3月7日まで延長されたことに伴い、厚木市では、市内中小企業の皆さまへ、売上げ減少に対する追加支援を行います。

売上げ減少への支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年2月の売上げが、前年同月の売上げに比べ15%以上減少している市内中小企業の方へ、支援金を交付します。

※令和2年中に開業し、売上げ減少の比較が困難な事業者の方は、ご相談ください。



1店舗・事業所
一律15万円

交付要件

交付なし

いいえ

現在、厚木市内で事業を実施している

はい

交付なし

いいえ

令和3年2月の売上げが、前年同月の売上げに比べ、15%以上減少している

はい

交付あり
一律15万円

必要書類

- ①交付申請書(市内各公民館、J A あつぎ各支所・支店、市内金融機関などに配布)
※厚木商工会議所および厚木市ホームページから、用紙をダウンロードできます。
- ②厚木市内での事業活動を証する書類の写し▶法人市民税申告書、青色申告決算書、収支内訳書など
- ③振込先口座の「通帳の表紙の写し」および通帳を開いて「1ページ目と2ページ目の写し」
- ④比較したそれぞれの月の売上げが分かる資料 法人▶事業概況説明書など
個人▶青色申告決算書、売上元帳、管理台帳など

※第2弾を申請された方も、すべての書類が必要となります。

※厚木市内で複数の店舗などを営んでいる場合は、各々が対象となりますので、店舗ごとに申請してください。

お申し込み方法

所定の交付申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて郵送でお申し込みください。

受付期間▶令和3年3月8日(月)～4月9日(金)

※当日消印有効



◀申請書用紙の
ダウンロードは
こちらから

<http://www.atsugicci.or.jp/>

お申し込み
お問い合わせ先

〒243-0017 厚木市栄町1-16-15

厚木商工会議所内「あつぎ中小企業応援交付金係」

専用ダイヤル 0120-306149【平日9:00～17:00】

※感染症拡大防止のため、ご来館による窓口でのお申し込みやお問い合わせはご遠慮ください。